

(別紙)

「第2次京丹後市行財政改革大綱(案)」に対する意見とそれに対する市の考え方

項目	意見要旨	考え方
組織・機構のあり方について	「的確な人数、適切な事務内容となっているかを検討し、その体制に応じた人員配置、事務の配分等を行う。」とは具体的にどういうことでしょうか。	政策執行の推進及び行政サービスを提供するにあたり、組織が迅速で機能的に動くことができる人数と事務内容を検討することです。
	「職員へ必要以上の負担が生じないように努める。」とは具体的にどういうことでしょうか。	職員の時間外勤務など必要以上の業務負担が生じないように努めるということです。
	本市の現状を踏まえ、本当に適正といえる人員配置をお願いしたい。	定員適正化計画を踏まえ、適正な人員配置を行いたいと考えています。
定員適正化計画の推進について	「積極的に定員の適正化に努める。」「適正な定員を設定する。」とは具体的にどういうことでしょうか。	将来の京丹後市の行財政全般を見据えたうえで、財政の健全化と行政サービス向上の均衡を保つことができる定員を設定することです。
民間委託等の推進について	行政サービスの民間委託による経費・コスト削減をうたいながら「京丹後市総合サービス株式会社」を発展させるとなっていますが、どういうことでしょうか。	行政サービスの民間委託を推進するとともに、その民間委託の受け皿として「京丹後市総合サービス株式会社」を活用することにより、会社を発展させ、地域の雇用拡大、地域経済の活性化を図るということです。
行財政改革推進体制と進行管理について	「行財政改革推進体制と進行管理」の仕組みが既に稼働中なのか、これから準備するのかわかりません。	推進委員会と推進本部会議が市の例規で設置されており、第1次大綱の取り組みから推進と進行管理を行っています。
その他	第1次大綱の評価と今後の課題がなぜないのでしょうか。	大綱は、あるべき姿への基本方向を示したものです。評価や課題は検討資料の中で示しています。
	第1次大綱による平成26年度までの見通し、修正等の記載がなぜないのでしょうか。	第1次大綱の計画期間は平成21年度までです。平成22年度から平成26年度までの期間を第2次として今回、第1次大綱の成果を踏まえ、これまでの取り組みを継続・発展させながら新たに策定するものです。

	第2次大綱の計画期間の目標設定がなぜないのでしょうか。	具体的な目標、手法については、平成21年度中に「第2次京丹後市行財政改革推進計画」で定めます。
--	-----------------------------	---